

# 病理解剖（死後検査）に関する承諾書

病理解剖（死後検査）は、死因を確認し、病気の成り立ちを解明するために行います。このため、病理解剖（死後検査）では主要臓器から上記の目的に必要な肉眼標本と顕微鏡検査標本を作製して診断します。

担当獣医師は病理解剖（死後検査）に関する以下の留意点に関してオーナー様と一緒に確認の上、チェックして下さい。

- 主要臓器を取り出した後、ご遺体は依頼施設へお戻しいたします。
- 肉眼標本は一定期間、礼意を失することなく保管されます。
- 顕微鏡標本およびパラフィンブロック標本は半永久的に保管されます。
- 保管された標本を獣医学教育や獣医学研究に使用させていただくことがあります。学会や紙上発表の際には個人情報とは公開されません。

特記事項（脳解剖の是非、オーナー様のご希望等）

病理解剖（死後検査）に関して、上記の内容を理解した上で承諾しました。

承諾日：令和 年 月 日

オーナー様氏名： \_\_\_\_\_

オーナー様住所： \_\_\_\_\_

依頼施設名： \_\_\_\_\_

担当獣医師名： \_\_\_\_\_